

○高橋紀博委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

1、福祉に関する事項についてを議題といたします。（1）生活保護費の不正受給に係る元生活保護受給者の逮捕について、理事者から報告願います。

○川邊福祉保険部長 生活保護費の不正受給に係る元生活保護受給者の逮捕につきまして御報告を申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

初めに、概要についてでございます。生活保護費の不正受給事案として旭川方面旭川東警察署に被害届を提出していた、本市の元生活保護受給者が、令和6年7月23日、詐欺罪の容疑で逮捕され、また、同年8月13日に同じ容疑で再逮捕されました。逮捕容疑の詐欺罪でございますが、平成30年4月から令和3年6月までの期間、仕送り等の収入があったにもかかわらず、適正に申告することなく、不正に生活保護費を受給したものでございます。逮捕された元受給者は、40歳代男性及び40歳代女性でございます。生活保護は平成30年3月22日から令和3年11月25日まで受給をしておりました。

被害額でございます。令和6年7月23日の逮捕時は平成30年4月から平成31年3月までの間の被害額約217万円で立件され、令和6年8月13日の再逮捕時には平成31年4月から令和3年6月までの間の被害額約510万円で立件をされております。なお、被害額につきましては、今後の警察の捜査で変動する可能性もございます。

被害届についてですが、当該元受給者が生活保護受給期間中に生活保護費以外の収入があったにもかかわらず、適正な申告を行うことなく意図的に隠蔽をし、保護費を不正に受給したことが悪質と判断し、令和5年1月24日及び令和6年7月22日に提出をしていたものでございます。当該元受給者につきましては、令和元年12月及び令和3年10月に就労収入の未申告により、生活保護法第78条に基づく生活保護費の返還措置を行った際の弁明についても全く誠意が見られず、真摯に応じる姿勢が見受けられなかったことから、令和3年11月に生活保護を廃止したところでございます。引き続き本市としてその後の対応について庁内で慎重に検討を進め、令和4年1月から警察と相談、協議を重ね、被害届の提出に至ったものでございます。

最後になりますけれども、本市の生活保護の不正受給対策といたしましては、収入申告義務の周知徹底、担当ケースワーカーの家庭訪問時の現況確認、収入申告額と課税資料の突合などにより、その防止と早期発見に努めてきているところでございます。事件については、これまでの経緯も含め個別具体的な内容は警察の捜査の支障になるということでこの場で申し上げることはできませんが、詳細については今後、警察の取調べにより明らかになるものと思っております。しかし本件については、不正行為の特定に時間を要してしまったことについて、担当部局としては反省しなければならない点であり、大変申し訳なく感じてございます。加えて、こうした不正受給が生活保護者に対する偏見を招くおそれがあり、今回の件で生活保護行政に対する信頼を損ねることになったことは、それを預かる立場の我々としては本当に悔しく、また残念な思いを持っております。本市といたしましては、引き続きこうしたごく一部の悪質な事例に対しては毅然と対応してまいります。

し、今後同様の事案が判明した際にも、厳正に対処し、生活保護行政の適切な実施、運営に努めてまいりたいと考えてございます。今回は申し訳ございませんでした。

以上、御報告申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 生活保護費の不正受給に係る元生活保護受給者の逮捕についてということで福祉保険部から報告を受けました。警察の案件なので捜査の支障になることは言えないということで、既に口止めされているということでしょうから全部を言うことはできないと思うんですが、それでも概要だけでもお示しいただきたいというふうに思います。

当該事案では、2回の就労収入の未申告があったということで、市として生活保護法第78条に基づく返還措置を行ったが、真摯に応じる姿勢がなかったということで、令和3年11月25日に生活保護を廃止したということで報告がありました。保護廃止に至る経過について、もう少し詳しくお聞かせいただければありがたいと思います。

○佐藤福祉保険部保護第3課長 生活保護を廃止したことについて、生活保護費以外の収入についての真相を明らかにするために、これまで来庁しての説明や内容の分かる書類を提出するよう指示を行っておりました。ですが、それに対して真摯に対応する姿勢が見られなかったということで、生活保護法第62条に基づく指示違反による生活保護廃止を組織的に決定したものでございます。

○能登谷委員 生活保護法第62条の指示違反だということで、最終的に決定したってことですね。令和3年11月25日に生活保護を廃止した時点で不正があったことを把握しながら、被害届を令和5年1月24日まで出さなかったのはなぜなのか伺いたいです。

○佐藤福祉保険部保護第3課長 被害届についてですが、令和3年11月に生活保護を廃止した後、本件の今後の対応につきまして庁内で告訴等の手続を視野に引き続き協議を行い、令和4年1月からは警察と相談し、本件の取扱いについて協議を重ねて令和5年1月24日に被害届を提出することとなったものです。

○能登谷委員 その後、2回目の被害届を今年、令和6年7月22日、要するに逮捕の前日に提出しているということになるんですが、これはなぜなのか伺います。

○佐藤福祉保険部保護第3課長 被害届につきましては、令和5年1月24日に1回目の被害届を提出したところですが、その後の警察の捜査で新たな未申告の収入が見つかり、被害額が変わったことにより、改めて令和6年7月22日に被害届を提出したものであります。結果として、2回目の被害届の提出が逮捕日の前日となりましたが、逮捕日については私どもの知り得たところではありませんでした。

○能登谷委員 逮捕の日についてには知らなかったけど、結局その被害届を出し直すことで要件を確定させるということになったんだなあというふうに類推します。

生活保護費の不正受給については、どういうものが、年間どのぐらいの件数あるのかお聞かせいただきたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 生活保護の不正受給とは、一般的には生活保護法第78条にございます不実の申請その他不正な手段により保護を受けることを言います。生活保護受給者が、収入があったことを申告しない、または過少に申告し、市が調査により実際の収入と申告額との不一致を確認できた場合は、いわゆる不正受給として生活保護法第78条を適用し、当該世帯に保護費の

返還を求めています。令和5年度で、その件数は102件、決定額は2千114万円でございます。それらの中には、認識不足や失念から収入申告を怠っていたという事例が多く、非常に悪質な事例ばかりということではございません。

○能登谷委員 件数が100件ぐらいあり、決定額が2千100万円ぐらいですからそんなに悪質ではないものが多いんだということが分かります。本件のような非常に悪質な不正受給は、現時点でもほかにあるのかなのか、あるとすれば何件ぐらいあるのか伺いたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 非常に悪質な事例として、今後の対応につきまして、生活支援課の会計年度任用職員である警察OBの助言を仰ぐなど、より厳正な措置を検討しているケースは一部ございます。

○能登谷委員 悪質かもしれないということで検討しているケースはあると。具体的には言えないということでしょうけれども、一部あるということですね。それで不正受給をさせないための取組ってというのは市でも様々行っていると思うんですが、こうした事例はどういうきっかけで発覚することが多いのか、お聞かせいただきたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 生活保護法第78条を適用するケースで、未申告収入等の発見の契機といたしましては、部長から報告の際に申し上げました収入申告額と課税資料との突合などが多いところでございますが、例えば職場の同僚など、一般市民からの情報提供がきっかけとなったケースも何件かは見受けられるところでございます。

○能登谷委員 主には課税調査ということで、突合させて分かっていくんだということだと思うんですね。今回の件も含めて、どういう場合に市としては被害届を出して対応しているのか、その中身もお示してください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 国の通知に基づきます不正受給事案について、市として告訴等を検討する際の判断基準の目安というものがございます。それといたしましては、収入等に関する提出書類に意図的に虚偽を記載する、または偽造、改ざんをするなど悪質な手段を講じている、過去にも不正受給をした事実がある、不正受給期間が1年以上にわたる、以上の3つ全てに該当して、使途が生活保護制度の趣旨に反していて、告訴等の手段を取らない場合に返還の見込みがないなどが目安ということになっております。これらを踏まえながら、不正事案が発生するたびにその手段や金額の多寡、返還金の支払い意思などを総合的に勘案し、告訴等の対応を行うか検討しております。

○能登谷委員 旭川市では被害届を出したケースは過去にもあったのでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 被害届を提出した例は、近年ではこの1件だけでございます。

○能登谷委員 不正受給者は生活保護者のごく一部のはずですが、本市の不正受給率はどれくらいなのか、その割合が分かるものがあればお示しいただきたいと思います。また、全国との比較ができれば併せてお示しいただきたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 先ほど、令和5年度に生活保護法第78条を適用したのが102件と申し上げましたが、これは実世帯数で言えば98世帯となります。令和5年度の年平均の生活保護受給世帯数は9千588世帯ですので、比率は1.02%となります。全国でございますが、厚生労働省が発表している資料では、不正受給件数と保護受給世帯数の関係が不明なため、不正確な部分があるところでございますが、令和3年度の数字といたしまして、不正受給件数が2万7千

891件となっておりまして、これをそのまま世帯数とみなしますと、令和3年度の月平均の生活保護世帯数は全国で164万1千512世帯ですので、その比率は1.7%となるところでございます。

○能登谷委員 世帯数と件数での違いはちょっとあるにしても、いずれにしても1%前後の話だということです。しかも旭川市の例で見ても、悪質なものはごく僅かということが分かりました。生活保護を利用することは国民の権利です。しかし、日本の生活保護の捕捉率はまだまだ低くて、実際には生活保護に該当する条件があっても、その利用者は日本では2割にとどまっているのが実態だと思います。日本の生活保護の捕捉率が2割という中で、今年オリンピックを行っているフランスの捕捉率は9割、イギリスも9割、ドイツは6割となっていると聞いています。ですから先進国には程遠い状況ということが言えるんだと思うんです。今回のことを受けて、保護の捕捉率が大変厳しい状況にもなっている中で、生活保護への誤解、偏見、こういうことが広まることとか、また生活保護を受けることをためらう人が増えるようなことがあってはならないと思います。不正受給などは厳しく対応しながらも、制度の利用についてはしっかり対応していかなければならないと思います。今回の事件を受けて、改めて今後の生活保護行政についての市の考え方を伺って終わりたいと思います。

○川邊福祉保険部長 先ほど冒頭の説明で申し上げましたことと一部重複いたしますけれども、まず今回の事案について、不正行為の特定に時間を要してしまったということ、それから被害届を提出した結果とはいえ、元受給者の逮捕にまで至る事態になり、能登谷委員が言われるような生活保護受給者の方々への誤解や偏見を招きかねないような状況となってしまったことについては重ねて申し訳ないという思いでございます。生活保護制度というのは、憲法で定める生存権を保障する、市民が安心な生活を送るに当たっての最後のセーフティーネットというふうに我々は認識をしております。昨今、相談窓口などにおいても、生活物資や光熱水費などの物価高騰により生活が苦しいという訴えを多くお聞きするところでございます。多くの方々が厳しい生活実態にある中で、真に支援が必要な方々の声をしっかり受け止めることの重要性はますます高まっていると、そのように受け止めてございます。そうした意味で、生活保護行政を預かる我々もいま一度気を引き締めて信頼を取り戻すとともに、引き続き、適切な実施、運営に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

○高橋紀博委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時18分